＜クレアール　無断複製・流布を禁じます＞

第１問　答案用紙＜１＞
（租　税　法）

問題１

問１

甲土地の分配は，適格現物分配に該当する（法人税法２条十二号の十五）。したがって，Ａ社において，法人税法上，甲土地を残余財産の確定の時の帳簿価額である1,000万円による譲渡をしたものとして，令和４事業年度の所得の金額を計算する（同法62条の５第３項）。

問２

Ｂ社からＣ社への送金は，外国法人に対し国内源泉所得（所得税法161条１項五号）の支払を国外で行うものである。したがって，Ｂ社において，所得税法上，その支払は国内で行うものとみなして所得税を徴収し，令和４年５月31日までに国に納付しなければならない（同法212条１項，２項）。

問３

Ｄ社において，法人税法上，Ｄ社が交付を受けた金銭の額1,000万円は，令和４事業年度の所得の金額の計算上，益金の額に算入する（法人税法22条２項）。そして，4,000万円で取得した建物について，その帳簿価額から損金経理により減額した1,000万円は，損金の額に算入する（同法45条１項一号）。

問４

Ｂ社において，消費税法上，Ｑへの無償譲渡は，資産の譲渡等（消費税法２条１項八号）に該当しないため，何ら考慮されない。一方で，Ｐへの無償譲渡は，事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなして，令和４課税期間において消費税が課され，譲渡時の時価を対価の額とみなして課税標準額を計算する（同法４条１項，５項二号，28条１項，３項二号）。

＜クレアール　無断複製・流布を禁じます＞

第１問　答案用紙＜２＞
（租　税　法）

問題２

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法２条十二号の七の六，22条２項，３項一号，22条の２第４項，37条２項，８項，61条の11第１項
②	×	Ａ社からＤ社へのＢ社株式の一部譲渡により，Ｂ社は，令和３事業年度の法人税額の計算上，甲土地の譲渡に関して，所得の金額7,000万円が生じる。 法人税法61条の11第３項
③	×	Ｄ社が貸倒引当金勘定に繰り入れた金額は，Ｄ社において，令和４事業年度の損金の額に算入されない。 法人税法22条３項二号，52条１項一号イ，66条５項二号イ
④	○	所得税法59条１項一号，67条の３第３項
⑤	×	Ｓにおいて，食品加工機の給付をもって借入金を弁済することに関して，消費税法上，消費税が課される。 消費税法２条１項八号，４条１項

＜クレアール　無断複製・流布を禁じます＞

第2問　答案用紙＜1＞
（租　税　法）

問題1

（単位：円）

当期純利益の金額　・・・・・・

	加算すべき金額	減算すべき金額
（減価償却資産等についての申告調整）		
［資料］2．(1)①について	3,131,250	,　,
［資料］2．(1)②について	,　,	59,162
［資料］2．(1)③について	,　,	2,512,900
［資料］2．(1)④について	,　,	35,000,000
（租税公課についての申告調整）		
［資料］3．(2)について	,　,	17,535,000
［資料］3．(3)及び(4)について	140,890,000	,　,
［資料］3．(5)について	,　,	4,200,000
［資料］3．(6)について	270,000	,　,
（給与についての申告調整）		
［資料］4．(2)について	350,000	,　,
［資料］4．(3)について	1,000,000	,　,
［資料］4．(4)について	,　,	55,000,000
［資料］4．(5)について	2,000,000	,　,

＜クレアール　無断複製・流布を禁じます＞

第2問　答案用紙＜2＞
（租　税　法）

	加算すべき金額	減算すべき金額
（金銭債権についての申告調整）		
［資料］5．(1)について	1,597,440	,　,
［資料］5．(2)について	5,500,000	,　,
［資料］5．(3)について	,　,	1,200,000
（外貨建金銭債権についての申告調整）		
［資料］6．について	,　,	121,500
（受取配当金についての申告調整）		
［資料］7．について	,　,	90,000
（棚卸資産についての申告調整）		
［資料］8．について	1,000,000	,　,
（寄附金についての申告調整）		
［資料］9．(1)及び(2)について	4,000,000	,　,
支出寄附金の損金算入限度超過額	875,000	,　,
所得金額	・・・・・・	

＜クレアール　無断複製・流布を禁じます＞

第2問　答案用紙＜3＞
（租　税　法）

問題２

（単位：円）

［問］１．給与所得（所得金額調整控除後）の金額	6,900,000
［問］２．退職所得の金額	2,000,000
［問］３．譲渡所得の金額	1,300,000
［問］４．一時所得の金額	0
［問］５．青色申告特別控除前の事業所得の金額	1,950,000
［問］６．青色申告特別控除前の不動産所得の金額	3,178,125
［問］７．雑所得の金額	150,000
［問］８．社会保険料控除の金額	1,550,000
［問］９．医療費控除の金額	110,000
［問］10．課税総所得金額	9,198,000

＜クレアール　無断複製・流布を禁じます＞

第2問　答案用紙＜4＞
（租　税　法）

問題３

（単位：円）

［問］

(1)	課税標準額に対する消費税額	261,537,900
(2)	資産の譲渡等以外の収入金額の合計額	3,465,000
(3)	課税売上割合の計算式の分子の金額	4,757,695,000
(4)	課税売上割合の計算式の分母の金額	4,873,876,450
(5)	課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	246,578,904
(6)	課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの	240,886,776
(7)	課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの	278,460
(8)	課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	5,413,668
(9)	売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額	30,888
(10)	貸倒れに係る消費税額	219,648